

水路敷使用許可申請

提出物（新規の場合）

提出物（各一部）	摘 要
① 水路敷使用許可申請書	・申請書に記名押印をして下さい。
② 同意書（※1）	・地元代表者の印鑑をもらう必要があります。 （※1）新設の橋梁のみ、地元同意が必要になります。
③ 位置図	・申請地が分かるように示して下さい。
④ 平面図	・工作物の平面図を提出して下さい。
⑤ 断面図	・工作物の断面図を提出して下さい。
⑥ 求積図	・排水管なら口径×長さ、橋梁なら橋梁巾×長さを記載。
⑦ 土地整理図（公図）	・申請地が分かるように示して下さい。

地元同意について

- ・「新設の橋梁」のみ、地元同意が必要となります。（排水管、既設の橋梁等の場合は不要）

水路敷使用料について

- ・「新設の橋梁」の場合のみ徴収します。（排水管、既設の橋梁等の場合は不要）

水路敷使用料

橋梁巾4m未満 年額5000円
（橋梁巾が0.5m増す毎に、年額1000円増加）

営業物使用許可証明手数料について

営業物使用許可証明手数料	摘 要
500円（税込）	・工作物の種類、規模、数量等に関わらず、一律500円。 ・公共の場合は手数料不要です。

水路使用料の日割計算

- ・新規申請時は年度の途中のため、初年度分の使用料については、日割計算をして徴収します。

初年度分使用料の算出

初年度分使用料＝年額 × $\frac{\text{新規許可日から、その年度の3/31までの残日数}}{365\text{日}}$